

④ 特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十七

平十九・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

利益の配当の額	1	円	当期に益金算入した評価益等	13	円		
配当可能所得の金額の計算	所得金額総計 (別表四「30の①」)	2	時価評価損益の計算	当期に戻し入れた前期に損金算入した評価損等	14		
	欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七(一)「1の計」) (ただし、当該金額が(2)より多い場合は、(2)の金額)	3		当期益金算入額 (13) + (14)	15		
	民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の控除未済欠損金 (別表七(二)「17」と別表七(二)「20」のうち少ない金額)又は(別表七(二)「26」、(別表七(二)「27」-(3))と(2)-(3)のうち少ない金額)	4		当期に損金算入した評価損等	16		
	所得の金額 (2) - (3) - (4) (マイナスの場合は0)	5		当期に戻し入れた前期に益金算入した評価益等	17		
	配当可能所得の金額	(15)の金額が(18)の金額より多い場合 (15) - (18)		6	当期損金算入額 (16) + (17)	18	
		(18)の金額が(15)の金額より多い場合 (18) - (15)		7	特定社債の発行がある場合の調整	特定社債の当期末残高	19
		時価評価損益を調整した後の金額 (5) - (6) 又は (5) + (7)		8		$(19) \times \frac{5}{100}$	20
		(8)		9		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	21
	(特定社債の発行がある場合は、(8) - (28)) (マイナスの場合は0)	9		(20) - (21)		22	
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		当期に償還した特定社債の額の合計額	23		
	(1)が(10)を超える場合の(1)の額	11		特定譲渡等により調達された金額のうち特定社債の償還に充てられた金額	24		
	支払配当のうち当期の損金の額に算入する額 (2)と(11)のうち少ない金額)	12		(23) - (24)	25		
		損金の額に算入される減価償却費の額	26				
		(25) - (26) × 2 (マイナスの場合は0)	27				
		特定社債の発行がある場合の調整額 (22) + (27)	28				

II 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

配当等の額の計算	金銭の分配の額	29	配当可能所得の金額の計算	所得金額総計 (別表四「30の①」)	36	円
	利益超過分配金額	30		欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七(一)「1の計」) (ただし、当該金額が(30)より多い場合は、(30)の金額)	37	
	配当等の額 (29) - (30)	31		民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の控除未済欠損金 (別表七(二)「17」と別表七(二)「20」のうち少ない金額)又は(別表七(二)「26」、(別表七(二)「27」-(3))と(30)-(30)のうち少ない金額)	38	
	配当可能所得の金額 (42)	32		差引計 (36) - (37) - (38) (マイナスの場合は0)	39	
	$(32) \times \frac{90}{100}$	33		利益超過分配金額 (30)	40	
	(29)が(33)を超える場合の(31)の額	34		出資総額戻入金額	41	
支払配当のうち当期の損金の額に算入する額 (34)と(36)のうち少ない金額)	35	配当可能所得の金額 (39) + ((40) - (41))	42			

## 別表十（七）の記載の仕方

### 1 特定目的会社の支配配当の損金算入に関する明細書

(1) この明細書のⅠは、資産の流動化に関する法律第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社が措置法第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書の中で「特定社債」とあるのは、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日までの間は、「特定社債」と読み替えて記載します。

(2) 「時価評価損益を調整した後の金額」の欄は、  
((5)-(6)) 又は ((5)+(7))<sup>8</sup> の欄は、  
「6」欄の記載がある場合にあつては「又は((5)+(7))」を消し、「7」欄の記載がある場合にあつては「((5)-(6)) 又は」を消して記載します。

### 2 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

この明細書のⅡは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日前にあつては同条第19項）（定義）に規定する投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。